

令和6年1月15日

各 位

一般社団法人 岡山県自動車整備振興会

運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」による災害を受け、国土交通省から、運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間について、下記の通り取り扱う旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

記

1 新潟運輸支局、富山運輸支局、石川運輸支局、福井運輸支局（以下「該当4運輸支局」という） に対して申請する場合の取扱い

(1) 印鑑証明書の有効期間について

令和6年1月4日から令和6年6月29日までの間に発行後3ヶ月の期間が満了するものは、令和6年6月30日をもって満了するものとする。

(2) 自動車保管場所証明書の有効期間について

令和6年1月4日から令和6年6月29日までの間に発行後1ヶ月の期間が満了するものは、令和6年6月30日をもって満了するものとする。

(3) 自動車の使用者の住所を証する書面の有効期間について

令和6年1月4日から令和6年6月29日までの間に発行後3ヶ月の期間が満了するものは、令和6年6月30日をもって満了するものとする。

2 該当4運輸支局の管轄区域に住所を有する者が該当4運輸支局管内以外の運輸支局等に対し申請する場合の取扱い

該当4運輸支局の管轄区域に住所を有する者の上記1(1)(3)の書類の有効期間については、上記1(1)(3)と同様の取扱いとする。

3 留意事項

上記1(1)印鑑証明書については、該当4運輸支局管轄の地域であれば告示で指定された対象地域外であっても同様の取扱いとする。

以上

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和二十八条第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録）	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
小型船舶法（昭和四十一条法律第九十九号）第十六条第三項の規定に基づく小型船舶業者の相統	特定被災地域内に事業場を有する者	令和六年六月三十日
タクシ業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十九条第一項の規定に基づく登録実施機関の登録	特定被災地域内にタクシ業務適正化特別措置法第十九条第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の規定に基づく浄化槽工事業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第七條第一項の規定に基づく登録住宅性能評価機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第七條第一項に規定する評価の業務を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十四年法律第四十四号）第四十一条第一項の規定に基づく登録住宅型式性能認定等機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第四十一条第一項に規定する認定等の業務を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十六年法律第六十一号）第六十一条第一項の規定に基づく登録試験機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十一条第一項に規定する試験の業務を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成二十二年法律第四号）第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四十九号）第四十四条第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和六年六月三十日
高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五條第一項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二十二條第一項の規定に基づく住宅宿泊管理業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者	令和六年六月三十日

○観光庁告示第二号	観光庁長官 高橋 一郎	
建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七十七号）第五十二条第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七十八号）第二条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第三百四十一号）第二条第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和六十二年建設省告示第三百三十四号）第二条第一項の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第八百二十八号）第三条第一項の規定に基づく不動産投資顧問業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
家賃債務保証業者登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八百九十九号）第三条第一項の規定に基づく家賃債務保証業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者	令和六年六月三十日
備考 特定被災地域とは、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第八号）が適用された市町村の区域をいう。		
○観光庁告示第二号	観光庁長官 高橋 一郎	
令和六年能登半島地震による災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第五号）により指定された令和六年能登半島地震による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。		
特定権利利益	対象者	延長後の満了日
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の規定に基づく旅行業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第四十六条第一項の規定に基づく住宅宿泊仲介業の登録	特定被災地域内に営業所又は事務所を有する者	令和六年六月三十日
備考 特定被災地域とは、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第八十八号）が適用された市町村の区域をいう。		

発行所 〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
 二番五号 独立行政法人国立印刷局
 電話 03(3587)4294
 定価 一ヵ月、六四一円（本体、五二〇円）
 本号一部 一四三四円（本体、一三〇円）
 送料 別